



鳥取県公報

平成18年4月25日(火)
号外第86号

毎週火・金曜日発行

目 次

人委規則	公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 (34) (給与課)	1
------	---	---

人事委員会規則

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年4月25日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

鳥取県人事委員会規則第34号

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年鳥取県人事委員会規則第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削り、次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後		改 正 前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
1 略		1 略	
2 若桜町		2 若桜町	
機 関	職	機 関	職
略		略	

町長部局	統括監 課長 出納室長 参事 課長補佐 (総務課に所属するものに限る。)
保育所	所長
略	

3 智頭町

機 関	職
略	
町長部局	課長 出納室長 課長補佐 (総務課又は企画財政課に所属するものに限る。)
略	

4 略

5 三朝町

機 関	職
略	
町長部局	課長 出納室長 次長 保健師長
保育所	所長 次長
教育委員会事務局	教育長 課長 次長
略	

6 湯梨浜町

機 関	職
略	
町長部局	課長 出納室長 所長 課長補佐 (総務課に所属するものに限る。)
略	

7 琴浦町

機 関	職
略	
町長部局	課長 出納室長 課長補佐 (総務課に所属するものに限る。)
略	

8 北栄町

機 関	職
略	
町長部局	課長 出納室長 課長補佐 (総務課

町長部局	課長 出納室長 課長補佐 (総務課に所属するものに限る。)
略	

3 智頭町

機 関	職
略	
町長部局	課長 出納室長 課長補佐 (総務課に所属するものに限る。)
略	

4 略

5 三朝町

機 関	職
略	
町長部局	課長 出納室長 総務室長 財務室長
教育委員会事務局	教育長 課長
中央公民館	館長
みささ図書館	館長
略	

6 湯梨浜町

機 関	職
略	
町長部局	課長 出納室長 課長補佐 (総務課又は財務課に所属するものに限る。)
略	

7 琴浦町

機 関	職
略	
町長部局	課長 室長 課長補佐 (総務課に所属するものに限る。)
診療所	所長
略	

8 北栄町

機 関	職
略	
町長部局	課長 室長

	に所属するものに限る。)
略	

9 略

10 大山町

機 関	職
略	
診 療 所	所長 事務局長
略	
教育委員 会事務局	教育長 次長 課長
略	

11 南部町

機 関	職
議会事務局	事務局長
町長部局	課長 出納室長 行政改革推進室長 総務室長 財政室長
略	
教育委員 会事務局	教育長 教育次長
略	
農業委員 会事務局	事務局長

12 伯耆町

機 関	職
議会事務局	事務局長
町長部局	課長 室長 参事 副室長 (組織管理室に所属するものに限る。) 主幹 (組織管理室に所属するものに限る。)
略	
教育委員 会事務局	教育長 教育次長 室長
略	
学校給食 センター	所長
略	
写真美術 館事務局	事務局長

略	

9 略

10 大山町

機 関	職
略	
診 療 所	所長
略	
教育委員 会事務局	教育長 課長
学校給食 センター	所長
略	

11 南部町

機 関	職
議会事務局	局長
町長部局	課長 室長
略	
教育委員 会事務局	教育長 次長
略	
農業委員 会事務局	局長

12 伯耆町

機 関	職
議会事務局	局長
町長部局	課長 出納室長 行政改革推進室長 合併調整室長 地域情報室長 参事 課長補佐 (総務課に所属するものに限る。) 行政改革推進室長補佐 財政係長 庶務係長
略	
教育委員 会事務局	教育長 次長
略	
学校給食 共同調理 場	所長
略	
写真美術 館事務局	局長

略	
農業委員 会事務局	事務局長

13～22 略

23 日野病院組合

機 関	職
略	
在宅介護 支援事業 所	所長
介護老人 保健事業 所	施設長 副施設長 事務長 看護師 長 次長

24～27 略

備考

- この表中「課長補佐（総務課に所属するものに限る。）」、「課長補佐（総務課又は財務課に所属するものに限る。）」、「課長補佐（総務課又は企画財政課に所属するものに限る。）」又は「課長補佐（総務企画課に所属するものに限る。）」とは、これらの課長補佐のうち人事、給与若しくは職員団体との関係に関する事務又は予算に関する事務を行う課長補佐をいう。
- この表中「副室長（組織管理室に所属するものに限る。）」とは、副室長のうち人事、給与又は予算に関する事務を行う副室長をいう。
- この表中「主幹（組織管理室に所属するものに限る。）」とは、主幹のうち人事、給与又は予算に関する事務を行う主幹をいう。

略	
農業委員 会事務局	局長

13～22 略

23 日野病院組合

機 関	職
略	
在宅介護 支援事業 所	所長

24～27 略

備考

- この表中「室長」とは、当該市町村の課に相当するものとして設けられた室の長をいう。
- この表中「課長補佐（総務課に所属するものに限る。）」、「課長補佐（総務課又は財務課に所属するものに限る。）」又は「課長補佐（総務企画課に所属するものに限る。）」とは、これらの課長補佐のうち人事、給与若しくは職員団体との関係に関する事務又は予算に関する事務を行う課長補佐をいう。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。